

企業立地及び雇用促進奨励制度について

本市における企業の立地及び雇用の促進を図り、地域産業の振興と活力ある市勢の発展に寄与することを目的とし、指定を受けた企業に対し、奨励措置として奨励金を交付します。

奨励措置を受ける企業は、以下の申請をしてください。

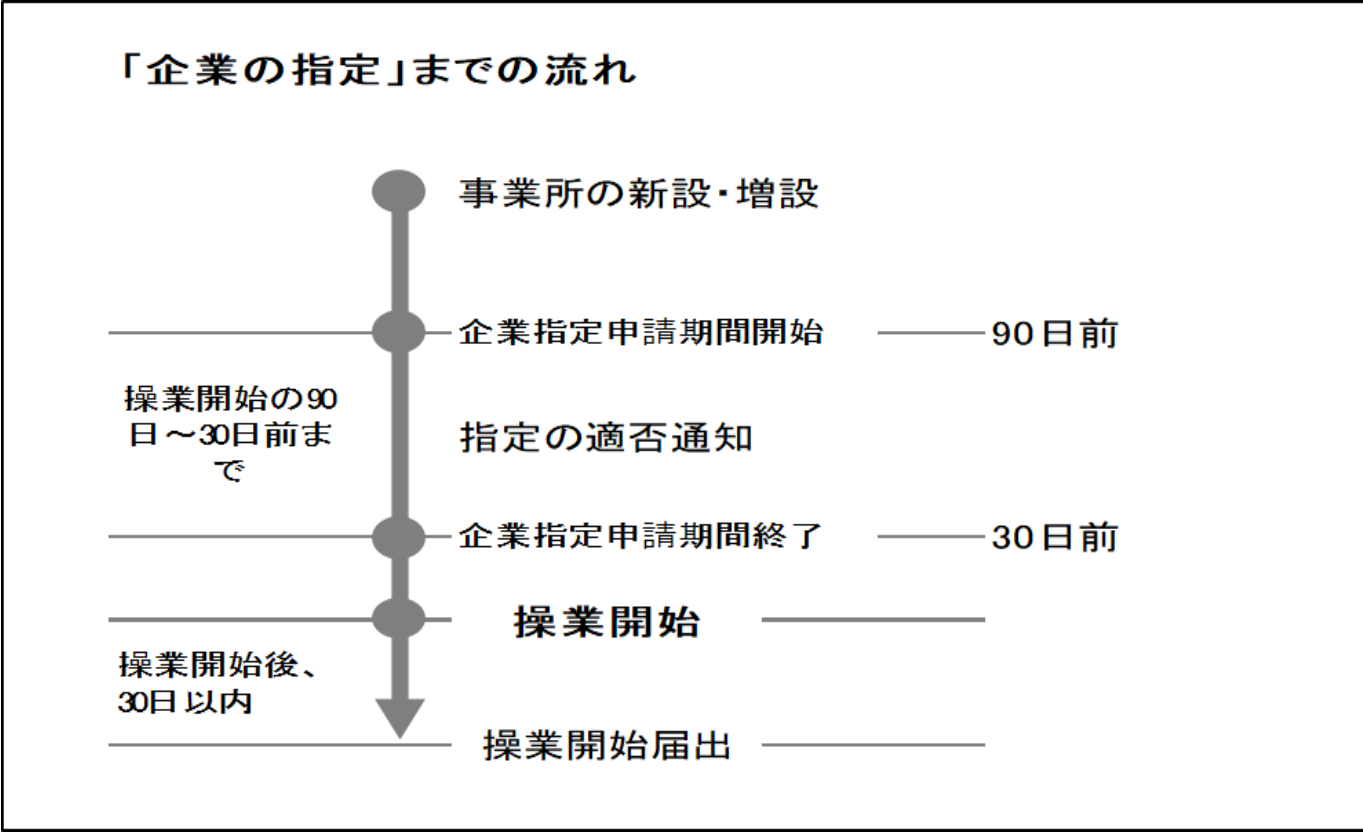
1 奨励措置を受けるにあたっての企業の指定手続き

(1) 申請の手続き

奨励措置を受ける企業は、操業開始前に市から企業の指定を受ける必要があります。

指定要件	○対象業種 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類に掲げるE 製造業、G 情報通信業、H 運送業・郵便業、I 卸売業、L 学術研究 専門・技術サービス業、O 教育・学習支援事業のうち中分類、学校教育に該当するもののほか、遊休公共施設等に関り地域経済の活性化に資するものとして特に必要と認めるもの				
	対象企業	新設・増設	投下固定資産総額 ※1	新規雇用者数 ※2	建築面積
	製造業及び流通業等に 必要な工場及び施設	新設	5,000 万円以上	5 人以上	1,000 m ² 以上
		増設	2,000 万円以上	2 人以上	
	うち卸売業・小売業 (コンビニエンスストアを除く。)	新設	3,000 万円以上	3 人以上	
		増設	2,000 万円以上	2 人以上	
	遊休公共施設等で事業を行う企業	-	1,000 万円以上	-	-
※1 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地、家屋、償却資産で操業を開始する日の3年前までに取得したもの ※2 本市に住所を有し、かつ住民基本台帳に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であって、事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された常用雇用者					
申請時期	操業を開始する予定期日の90日前から30日前まで				
申請書類	①銚田市企業立地奨励措置指定企業指定申請書(様式第1号) ②法人の登記事項証明書及び定款若しくはこれに類するもの ③事業の概要を説明する書類 ④事業所の位置図及び配置図 ⑤投下固定資産の取得に係る契約書の写し又はその他取得額を証する書類 ⑥新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 ⑦新規雇用者との雇用契約書の写し				

	⑧交付申請時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ⑨銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書（様式第2号） ※遊休公共施設で事業を行う場合には、⑥⑦⑧の添付は不要です。
--	---



（２）企業指定後の手続き

①操業開始の届出

提出時期	操業を開始した日から 30 日以内
提出書類	銚田市企業立地奨励措置指定企業操業開始届出書（様式第5号）

②変更事項の届出

提出時期	申請の記載事項に変更が生じたときは、速やかに
提出書類	銚田市企業立地奨励措置指定企業変更届出書（様式第4号）

③指定企業状況報告の届出

提出時期	○奨励措置の最終年度の翌年度から企業の指定が終了する年度まで ○当該年度の1月末日まで
提出書類	①銚田市企業立地奨励措置指定企業状況報告書（様式第12号） ②新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 ③新規雇用者との雇用契約書の写し ④新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ⑤投下固定資産に変更がある場合にあっては、当該変更を証する書類

④地位の継承の承認申請

提出時期	合併、譲渡、相続等の事由により、指定企業の事業を継承しようとする場合
提出書類	①銚田市企業立地奨励措置指定企業地位継承承認申請書（様式第 13 号） ②指定企業の事業を継承した事実を証する書類 ③銚田市企業立地奨励措置対象市税等納付状況調査同意書（様式第 2 号）

⑤操業の廃止等の届出

提出時期	事業所の操業を廃止、又は休止したときは、事実が発生した日から 10 日以内
提出書類	銚田市企業立地奨励措置指定企業操業廃止（休止）届出書（様式第 18 号）

2 奨励措置を受けるにあたっての注意事項

（１）指定企業の期間

奨励措置の対象となる最終年度の末日から 5 年を経過した日までが、指定企業の期間となります。

（２）指定の取消

指定企業が下記の事由に該当すると認められるときは、指定を取り消し、又は停止します。また、指定を取り消した場合には、奨励金を返還することになります。

- ①指定企業の要件を欠くに至ったとき
- ②事業所の操業開始予定期日が著しく遅延したとき
- ③事業所の操業を廃止又は休止したとき
- ④偽りその他不正の手段により指定を受けたとき
- ⑤市税その他市に納付すべき使用料等を完納していないとき

（３）奨励金の返還することになった場合の計算方法

指定を取り消した場合は、銚田市に奨励金を返還することになります。返還する奨励金の額は、交付した奨励金の額に下記の表の期間の区分に応じ、定める率を乗じ得た額になります。

奨励金の交付の決定の日から指定の取消しの日までの期間	率
1 年未満	10/10
1 年以上 2 年未満	8/10
2 年以上 3 年未満	6/10
3 年以上 4 年未満	4/10
4 年以上 5 年未満	2/10

3 奨励金

(1) 企業立地奨励金

①交付申請の手続き

交付対象	事業所の新設又は増設に伴い、当該事業所の操業を開始する3年前から操業開始日までに新たに取得した土地、家屋等の投下固定資産に係る固定資産税 ①旧遊休公共施設等（学校跡地を含む） ②操業開始日前に旧遊休公共施設等において、新たに投下した固定資産（建物等）
交付額	投下固定資産に係る固定資産税の額に相当する額
対象期間	○上記交付対象①の場合 投下固定資産に係る固定資産税を最初に課すべきこととなった年度から5年度間以上10年度間以内とし、売却予定価格又は売却価格のいずれか低い方を上回らない範囲(※2) ※2 企業立地奨励金の交付累計額が、5年度間以内に売却予定価格（売却価格が売却予定価格を下回る場合は、売却価格）を上回る場合は5年度間まで交付 例1 売却予定価格：1,900万円、固定資産税：200万円/年の場合 →奨励金の交付：1,900万円まで交付(固定資産税200万円×10年度間、最終年度のみ100万円) 例2 売却予定価格：1,900万円、固定資産税：400万円/年の場合 →奨励金の交付：2,000万円交付(固定資産税400万円×5年度間) ○上記交付対象②の場合 操業開始日前に、遊休公共施設等において、新たに投下した固定資産に係る企業立地奨励金の交付対象となる期間は、5年度間交付（遊休公共施設の売却予定価格に関わらず交付） 例 取得額：5,000万円、固定資産税：200万円/年の場合 →奨励金の交付：1,000万円(固定資産税200万円×5年度間)
申請時期	○操業開始後(以降は、各年度分)の投下固定資産に係る固定資産税の完納後 ○提出期限は、各年度の3月10日まで
申請書類	①銚田市企業立地奨励金交付申請書（様式第6号） ②投下固定資産に係る固定資産税の納税通知書(課税明細書を含む。)の写し ③投下固定資産に償却資産が含まれる場合にあっては、償却資産申告書(種類別明細書を含む。)の写し ④交付申請時における新規雇用者の住所、氏名、生年月日を記した書類 ⑤交付申請時における新規雇用者との雇用契約書の写し ⑥交付申請時における新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ※遊休公共施設で事業を行う場合には、④⑤⑥の添付は不要です。

②交付決定後の手続き

請求方法	交付決定の通知を受けた日から30日以内に銚田市企業立地奨励金交付請求書（様式第8号）を提出
------	---

(2) 雇用促進奨励金

①交付申請の手続き

交付対象	○事業所の操業を開始した日から1年を経過した日（以下、基準日）における新規雇用者（※3） ○新規雇用者のうち、採用日において45歳以下の銚田市に住所を有する者を引き続き1年以上雇用している人数 ・翌年度以降は基準日より1年を経過する度に算定 ・基準日において、雇用期間が1年を経過しないと対象不可 ※3 ◆新規雇用者の定義 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であって、事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された常用雇用者をいう。 ◆常用雇用者 企業と雇用契約を結んだ者であって、次のいずれにも該当するものをいう。 ア 当該雇用契約が期間の定めのないものであること。 イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者であること。 例 操業前に2名雇用、操業3ヵ月後に新たに1名雇用し、基準日を迎えた場合 ・操業前に雇用した2名は、1年経過しているので奨励金の対象 ・操業3ヵ月後に新たに雇用した1名は、奨励金の対象外 (次年度の基準日には対象)
交付額	1人につき20万円(500万円を上限：20万円×25人)
対象期間	基準日より5年度間
申請時期	基準日から30日以内
申請書類	①銚田市雇用促進奨励金交付申請書（様式第9号） ②新規雇用者との雇用契約書の写し ③新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

②交付決定後の手続き

請求方法	交付決定の通知を受けた日から30日以内に銚田市雇用促進奨励金交付請求書(様式第11号)を提出
------	--